

○泉佐野市田尻町清掃施設組合職員定数条例

昭和40年7月26日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、本組合の常勤の職員(泉佐野市又は田尻町の職員と組合の職員とを兼務している職員及び臨時に雇用される者を除く。以下「職員」という。)の定数を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 本組合の職員の定数は、14人とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年12月24日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和44年3月10日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年7月12日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年7月31日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年12月19日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年3月17日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月18日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月18日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月8日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。